令和元年 12 月４日　庁議資料
市　民　局

豪雨災害における長期避難所運営の支援体制について

平成 30 年７月豪雨や令和元年８月 27 日からの豪雨の際には，土砂災害警戒区域のある地域の避難所の開設が，数日間継続し，各区役所においては，窓口業務等に従事する職員を確保しながら，避難所運営を行う職員体制を確保することが極めて困難な状況となりました。

今後，長期間の避難所運営を行うこととなった際，区役所職員の負担軽減を図るとともに，円滑な避難所運営を行うため，各局・室による区への支援体制を下記のとおり構築しますので，各局・室のご理解，ご協力をお願いします。

記

１　支援の方法

各区役所の支援を行う担当の局・室を予め決定しておき，支援が必要な際には，各区役所から，直接担当の局・室に，支援職員の派遣を要請し，避難所運営職員を派遣する「カウンターパート方式」による支援を実施いたします。

区	対象避難所数※１	担当局・室
東	２３	財政局，保健福祉局，港湾空港局
博多	４	農林水産局，議会事務局
中央	８	会計室，交通局
南	１４	こども未来局，住宅都市局
城南	９	経済観光文化局，監査事務局
早良	１０	市長室，総務企画局
西	１９	市民局，環境局，教育委員会

※１　土砂災害警戒区域のある地域の避難所

２　各区から各局・室へ支援要請を行う基準

○風水害に伴う避難所開設が，原則として，４日以上継続する場合（見込含む）における４日目以降の避難所運営

※ただし，河川の氾濫などにより広範囲にわたり被害が発生し避難所を拡大して対応する必要がある場合は，４日以降に限定せず，支援要請を行う場合がある。

○選挙投開票事務と重なるなどの特殊事情により，区において，避難所運営職員を確保することが困難な場合。

※　詳細については，改めて，各局・区・室に送付する依頼文書を参照願います。

【問い合わせ先】

（支援体制に関すること）
市民局総務部総務課　田端・林
電話：092-711-4064（内線 1703）

（避難所運営に関すること）
市民局防災・危機管理部防災・危機管理課　池田・小田
電話：092-711-4056（内線 1724）